

○逗子市地域自治システム全体懇話会運営要綱

平成25年 4 月 1 日

逗子市要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、本市において新たな地域自治の仕組みを導入するに当たり、市民等の意見を聴取することを目的に、地域自治システム全体懇話会（以下「懇話会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

（メンバー）

第 2 条 懇話会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- （1） 公募による市民
- （2） 小学校区ごとに設置された逗子市地域自治システム小学校区懇話会から推薦を受けた者
- （3） 市内で活動する市民団体の会員
- （4） 逗子市教育委員会から推薦を受けた者
- （5） 市内で地域に関わる活動をしている者
- （6） その他市長が必要があると認める者

2 懇話会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

（座長及び副座長）

第 3 条 懇話会に座長及び副座長を置くことができる。

- 2 座長及び副座長は、メンバーの互選により定める。
- 3 座長は、懇話会の会議の進行、調整等を行う。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（アドバイザー）

第 4 条 市長は、懇話会の開催に当たり、地域自治等について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

（協力の要請）

第 5 条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(逗子市地域自治システム小学校区懇話会運営要綱の一部改正)

2 逗子市地域自治システム小学校区懇話会運営要綱（平成24年9月1日施行）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(要綱の失効)

3 この要綱は、懇話会が第1条に掲げる目的を完了した日限りでその効力を失う。